

○東北地方整備局告示第四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続きが保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨を併せて告示する。

平成二十八年三月三日

東北地方整備局長 川瀧 弘之

第1 起業者の名称 宮城県

第2 事業の種類 一級河川阿武隈川水系五間堀川改修工事（左岸：宮城県岩沼市寺島字北新田地内から同市早股字前川地内まで、右岸：宮城県岩沼市押分字八反田地内から同市下野郷字新藤曾根地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮城県岩沼市寺島字北新田、早股字前川、押分字八反田、字須加原、字新大同、字大同、字土手外東及び字下谷地並びに下野郷字赤江川、字藤曾根及び字新藤曾根地内
- 2 使用の部分 宮城県岩沼市寺島字北新田、早股字前川並びに下野郷字藤曾根及び字新藤曾根地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県岩沼市寺島字川向地内から同市下野郷字赤江川地内までの一級河川阿武隈川水系五間堀川（以下「五間堀川」という。）左岸の延長7,300mの区間及び宮城県岩沼市寺島字蒲崎地内から同市下野郷字新藤曾根地内までの五間堀川右岸の延長7,547mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川阿武隈川水系五間堀川改修工事及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川阿武隈川水系五間堀川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は同法第9条第2項に規定する指定区間に該当し、同項の規定により、指定区間内の一級河川の管理は都道府県知事が行うものとされていることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

五間堀川は、一級河川阿武隈川（以下「阿武隈川」という。）の左支川であり、宮城県柴田郡柴田町成田の丘陵地を源とし、岩沼市街地を貫流した後、岩沼市矢野目地内で左支川志賀沢川を合流し、平時は岩沼市寺島で阿武隈川河口部に合流するが、洪水時等は、阿武隈川に合流せずに北上し、一級河川名取川の右支川である一級河川名取川水系南貞山運河（以下「南貞山運河」という。）に接続し広浦にて太平洋に流下する、幹川流路延長約20km、流域面積約91km²の一級河川である。

五間堀川は、その流域に岩沼市等を擁し、治水上重要な河川であるが、その流域は過去の洪水により、たびたび浸水被害が発生している。さらに、五間堀川の貞山運河区間などの河口部付近においては、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、多くの生命や財産が奪われるなど壊滅的な被害を受けている。

五間堀川の貞山運河区間の治水対策は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波を契機として平成26年12月に策定された、一級河川阿武隈川水系五間堀川圏域河川整備計画に基づき、接続する南貞山運河と同じT.P.（東京湾平均海面）+3.7mを確保することなどを目標として、河川改修が実施されているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による破堤等のために、洪水、津波等による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、新たに設けられた防護水準の堤防が整備されることなどから、洪水、津波等による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令で定められている規制基準を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として

掲載されているイヌハギ及びミズオオバコその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされる種以外のものについては、保全対策の実施により、影響が回避等されると予測されている。

主な保全対策として、ニホンウナギについては、生息環境が一部悪化することから、施工時には濁水対策を行うとともに、護岸に空隙を設けることとしている。イヌハギ及びミズオオバコについては、工事により消失するおそれがあるため移植することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による破堤等のために、洪水、津波等による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防を整備する案（以下「申請案」という。）並びに水門及び堤防を整備する案の2案による検討が行われている。申請案と他案とを比較すると、申請案は、取得面積が多いものの河川環境へ与える影響が小さいこと、大規模な仮締切工事を伴わないことから施工性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による破堤等のために、洪水、津波等による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全

するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮城県岩沼市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 宮城県岩沼市押分字八反田、字須加原、字新大同、字大同、字土手外東及び字下谷地並びに下野郷字赤江川、字藤曾根及び字新藤曾根地内